

自由民主党政務調査会長

岸田 文雄 様

# 熊本県町村会要望

## 重点事項

平成 30 年 12 月 2 日

熊本県町村会

## 1. 「平成28年熊本地震」からの復旧・復興について

- (1) 被災町村すべてが一日も早い復旧・復興を果たせるよう、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、中長期的な財源を確保する措置を講じること。
- (2) 人的支援については、まずは地元での応援体制が一番肝要ではあるが、大規模災害における中長期の職員派遣の制度化、不足する技術職員の確保など支援体制の確立を図ること。
- (3) 被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、被災地の実情に応じて適用期間を延長すること。
- (4) 道路等のインフラの復旧・復興に向けて最大限の支援をなされること。また、被災したJR九州豊肥本線や南阿蘇鉄道の日も早い開通に向けて強力な支援を行うこと。
- (5) 避難路・避難地の整備、宅地復旧・耐震化、災害公営住宅の整備、被災市街地の賑わいづくりなど、まちづくり事業全般について継続的財源を確保すること。

## 2. 町村自治の確立に関すること

- (1) 市町村合併は本来自主的に行われるものであり、強制しないこと。
- (2) 道州制は導入しないこと。

## 3. 町村財政の充実・強化について

- (1) 地方交付税の総額を確保すること。

- (2) 車体課税等の自動車の保有に係る税負担に関する総合的な検討を行うに際しては、税収の確保に十分留意し、町村財政に影響を及ぼさないようにすること。
- (3) ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応しており、現行制度を堅持すること。
- (4) 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、次期通常国会において関連法案を確実に成立させること。また、地域の実情に応じて市町村が必要な事業を弾力的に実施できるよう、使い勝手の良いものとする。
- (5) 地方における基金増加に伴い、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方は徹底した行政改革等を行うことで、災害、将来の税収の変動や公共施設の老朽化等に備えて積み立てをしているものであるから、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減することは到底認められないこと。

#### 4. 地方創生の推進について

町村が進める地方創生の取組の更なる推進に向け、制度的にも財政的にも十分な支援を行うこと。

#### 5. 社会保障制度の充実・安定化について

幼児教育の無償化については、国が責任をもって町村に新たな財政負担が生じないよう財源を確保すること。

## 6. 農林水産業・農村漁村、中山間地域の活性化について

- (1) TPP11協定・日欧EPAにより影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、万全の措置を講じること。
- (2) 県内31町村のうち20町村が過疎法指定町村、17町村が振興山村という現状にあり、現行過疎法の期限が平成33年3月に迫るなか、新たな過疎対策法の制定を行うこと。

## 7. 道路事業予算の総額確保と地方財政支援等について

道路事業予算の総額を安定的かつ十分に確保し、住民生活に直結する地方道路の整備促進のため十分な予算配分を行うこと。

## 8. 地方の町村における病院の医師確保について

平成30年7月に「医療法及び医師法の一部を改正する法律」が成立し、都道府県における医師確保対策の実施体制が充実・強化されることとなったところであり、引き続き、地方の医師確保のため最大限の支援を行うこと。

## 9. 人口増加自治体への配慮について

地方拠点都市周辺の人口増加町村における、必要な教育施設の確保や、保育・介護支援職員等の人材確保のための財源支援を講じること。